

個人情報保護に関する法律 事務対応マニュアル

令和5年4月
高知県総務部法務文書課

目 次

1	法第5章の行政機関等の義務等（定義）	
(1)	個人情報	1
(2)	個人識別符号	2
(3)	保有個人情報	3
(4)	個人情報ファイル	4
(5)	要配慮個人情報	4
(6)	行政機関等匿名加工情報	8
2	個人情報等の取扱い	
(1)	保有に関する制限	9
(2)	取得及び利用の際の遵守事項	10
(3)	安全管理措置等	11
(4)	漏えい等の報告	13
(5)	利用及び提供の制限	15
3	個人情報ファイル簿	
(1)	個人情報ファイル簿の作成及び公表	19
(2)	個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル	23
4	開示請求	
(1)	開示請求	29
(2)	開示請求の手続	30
(3)	開示・不開示の審査	32
(4)	部分開示	48
(5)	開示決定等の通知	48
(6)	事案の移送	49
(7)	第三者意見の聴取	50
(8)	開示の実施	51
(9)	実費の徴収等	52
5	訂正	53

6	利用停止	55
7	審査請求	
	(1) 行政不服審査法等の読替規定及び適用除外	57
	(2) 高知県行政不服審査会への諮問等	58
	(3) 審査請求の流れ	58
8	行政機関等匿名加工情報	
	(1) 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等	63
	(2) 提案の対象となる個人情報ファイルの選定等	63
	(3) 提案の募集	65
	(4) 提案の手続	67
	(5) 提案の審査等及び審査結果の通知	70
	(6) 手数料等の額	71
	(7) 手数料等の納付及び契約の締結	72
	(8) 行政機関等匿名加工情報の作成等	73
	(9) 識別行為の禁止等	80
	(10) 行政機関等匿名加工情報の提供	80
	(11) 契約の解除等	80
	(12) 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案 等	81
9	高知県個人情報保護審議会	81
10	雑則	
	(1) 適用除外等	82
	(2) 開示請求をしようとする者への情報提供等	83
	(3) 口頭による開示の求めに基づく保有個人情報の提供	83
11	個人情報保護委員会による監視等	83

本マニュアルの目的

本マニュアルは、令和5年4月1日から、地方公共団体についても個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い、県の機関（議会を除く。）及び地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として定めるものです。

本マニュアルにおいて記述した具体例は典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもありません。

記述した具体例においても、個別事案によっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意してください。個別事案への対応に当たっては、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が別に示す「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」や「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」など、関係資料がある場合には、それらも参照する必要があります。

また、「2 個人情報等の取扱い」について、公立病院及び公立大学は、民間部門の規律が適用されます。

なお、実行委員会等、独立した団体としての実態を有し、個人情報データベース等（※）を事業の用に供している場合には、個人情報取扱事業者に当たるため、民間部門の規律が適用されます。

※ 個人情報を含む情報の集合体であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は②その他特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（目次、索引その他検索を容易にするためのもの）。

民間部門の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」を参照してください。

【凡例】

「法」 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「政令」 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

「規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則
第 3 号）

「法施行条例」 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高知県条例第
3 号）

「法施行細則」 高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年高知県規則
第 18 号）

「情報公開条例」 高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）

1 法第5章の行政機関等の義務等（定義）

（1）個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいいます（法第2条第1項）。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問いません。

法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しません（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当します。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれます。

これまで、県では高知県個人情報保護条例において、死者に関する情報も個人情報の保護の対象としてきましたが、法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているため、死者に関する情報は「個人情報」に含まれません。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となります。

「他の情報と容易に照合することができる」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきですが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられます。

(2) 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります（法第2条第2項）。

政令第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう

に記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

(3) 保有個人情報

「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有しているもののうち、次の文書（以下「行政文書等」という。）に記録されているものをいいます（法第 60 条第 1 項）。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）がありますが、法の規律を安定的に運用するためには、文書、図画、電磁的記録等、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があります。

そこで、法の主な規律の適用対象となる「保有個人情報」は、行政文書等に記録されているものに限られています。

(4) 個人情報ファイル

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいいます（法第 60 条第 2 項）。

(5) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第 2 条で定めるアからサまでの記述等が含まれる個人情報をいいます（法第 2 条第 3 項）。

なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たりません。

ア 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味します。

なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含みません。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含みません。

イ 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含みます。

ウ 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含みません。

エ 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当します。

オ 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当します。

カ 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味します。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当します。

キ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）

（ア）から（エ）までの情報をいいます。このほか、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと。）も該当します。

（ア） 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の被害があることを診断又は特定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ・ 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

（イ） 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は特定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

(ウ) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

(エ) 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。

ク 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ケにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ケにおいて「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当します。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当します。また、法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助

成する検査の結果も該当します。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれます。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しません。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しません。

ケ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第2条第3号）（※）。

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当します。

指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当します。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当します。なお、保健指導等を受けたという事実も該当します。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当します。また、病院等を受診したという事実も該当します。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しません。

コ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号）。

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当します。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取り調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しません。

サ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当します。

（※）遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれますが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事するものにより行われた疾病その予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第2条第2号）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第2条第3号）に該当し得ます。

（6）行政機関等匿名加工情報

「行政機関等匿名加工情報」とは、アからウまでのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいいます（法第60条第3項）。

ア 法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの（個人情報ファイルの作成・公表の対象とならないもの）又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと（法第60条第3項第1号）。

イ 情報公開条例の規定により、行政機関の長等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長等が次のいずれかを行うこととなるものであること（法第 60 条第 3 項第 2 号）。

（ア） 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（同号イ）。

（イ） 情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えること（同号ロ）。

ウ 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

2 個人情報等の取扱い

（1）保有に関する制限

行政機関等においては、行政サービスの提供等のために個人情報を保有する必要がある一方で、不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもあります。そのため、法においては、行政機関等が個人情報を保有することができる場合について規定するとともに、個人情報を保有するときは利用目的を特定すること等を求めています。

行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができます（法第 61 条第 1 項）。

事務又は業務については、行政機関等が事実上行っているというだけでなく、法令上の根拠が必要であり、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれます。

地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます。

なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第 61 条第 1 項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれます。

また、同項の規定により、行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別に特定する必要があります。この際、行政機関等の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければいけません。

さらに、同条第 2 項の規定により、行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはいけません。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければいけません。

(2) 取得及び利用の際の遵守事項

行政機関等は、個人情報を適正に取得し、その利用目的の範囲内で取り扱わなければいけません。他方で、新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところです。法は、個人の権利利益を保護することを目的としつつも、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることに留意して、行政機関等が個人情報を取得及び利用の際の遵守事項について規定しています。

ア 利用目的の変更

行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはいけません（法第 61 条第 3 項）。

当初の利用目的に照らして、変更後の利用目的を想定することが困難であるような場合には、「変更前の利用目的と相当の関連性を有する」とは認められません。

また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるところの趣旨ですので、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではありません。

イ 本人から書面により取得する際の利用目的の明示

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、次のいずれかに該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければいけません（法第 62 条）。

- （ア） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき（同条第 1 号）。
- （イ） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき（同条第 2 号）。
- （ウ） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同条第 3 号）。
- （エ） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき（同条第 4 号）。

なお、行政機関等に対して個人情報をその内容に含む書面が一方向的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合については、同条の規定の適用を受けません。

（3）安全管理措置等

ア 行政機関の長等の安全管理措置義務

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じることとされています（法第 66 条第 1 項）。

このため、保有個人情報の取扱いに当たっては、「高知県個人情報安全管理基本方針」及び県の機関が定める「個人情報等に関する管理規程」に基づいた適切な取扱いが必要です。

イ 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用

行政機関等から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が、当該委託を受けた業務を行う場合等については、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があります（法第66条第2項第1号及び第5号）。

また、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負うこととなります（法第66条第2項第2号）。

このため、委託契約又は公の施設の管理に関する協定に当たっては、委託を受けた者又は指定管理者に対して必要な措置を契約書等で課すこととし、具体的には、「高知県個人情報等取扱事務委託基準」において定めています。

ウ 従事者の義務

次の者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはいけません（法第67条）。

- (ア) 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
- (イ) 法第66条第2項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者（委託を受けた者及び指定管理者。）
- (ウ) 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）又は従事していた派遣労働者

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいいます。また、「不当な目的に利用」とは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいいます。

(4) 漏えい等の報告等

行政機関等が保有する個人情報に漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失われることになりかねません。このため、行政機関の長等は、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合には、委員会へ報告するとともに、本人に対して通知することが求められます。

ア 委員会への報告

行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定める（ア）から（エ）の事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を委員会に報告する必要があります（法第 68 条第 1 項）。

※ 保有個人情報の「漏えい」とは保有個人情報が外部に流出すること、「滅失」とは保有個人情報の内容が失われること、「毀損」とは保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをそれぞれ指します。

(ア) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。（イ）から（エ）までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第 43 条第 1 号）

事例) 医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合

- (イ) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第2号）

事例) 収納業務のために取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合

- (ウ) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第3号）

事例1) 不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合

事例2) ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

事例3) 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例4) 従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合

- (エ) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第4号）

事例1) 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

事例2) 書類の発送を請け負った委託先事業者の誤り等により、保有個人情報が記載された書類を第三者に送付し、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

事例3) ワークショップの開催に関する案内メールを参加企業に送信する際、企業の担当者氏名を含む文書を誤って添付して送信し、当該担当者の数が100人を超える場合

また、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、行政機関等は、法第68条第1項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましいとされています。

なお、委員会への報告は、県の機関が行うこととなりますので、報告の必要がある事態が発生した場合は、知事部局においては法務文書課に直ちに報告してください。

イ 本人への通知

行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、書面により、本人に対して通知しなければいけません
(法第 68 条第 2 項)。

ただし、①本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるとき、又は②当該保有個人情報に法第 78 条第 1 項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるときは、通知を要しません。

なお、法第 68 条第 1 項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましいとされています。

(5) 利用及び提供の制限

保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため利用され又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させます。そこで、法は、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定しています。

ア 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはいけません（法第 69 条第 1 項）。

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されますが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たりません。

例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たりません。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第 2 条第 2 項のような包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いも、「法令に基づく場合」には当たりません。

「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれますが、それ以外の条例は含まれません。

なお、法第 69 条第 1 項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではありません。

実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければいけません。

イ 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

行政機関の長等は、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができます。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができ

ません（法第 69 条第 2 項）。

同項第 2 号及び第 3 号の「事務又は業務」には、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれます。

地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます。

また、事務又は業務の根拠となる「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれます。

- (ア) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（法第 69 条第 2 項第 1 号）。
- (イ) 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第 2 号）。
- (ウ) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第 3 号）。
- (エ) (ア) から (ウ) までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第 4 号）。

また、(イ) 及び (ウ) の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなりますが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容され

る場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。

なお、（ウ）の地方公共団体には、議会も含まれます。

（エ）の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられます。

（エ）の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨です。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされます。

例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられます。

なお、他の法令の規定により保有個人情報の利用及び提供が制限されている場合、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではありません（同条第3項）。

さらに、行政機関の長等は、行政機関等の内部における保有個人情報の利用につ

いて、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関等の内部における利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとされています（同条第4項）。

ウ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

行政機関の長等は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号及び第4号の規定により本人の同意に基づかずに第三者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければいけません（法第70条）。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられます。

3 個人情報ファイル簿

(1) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイル簿の作成及び公表は、行政機関の長等に対して法で義務付けられています。

行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければいけません（法第75条第1項）。

また、個人情報ファイル簿への記載及び公表を通じて、個人情報ファイルの内容を広

く国民に知らしめることとなりますので、個人情報ファイル簿の記載内容はできるだけ具体的に、かつ、国民に分かりやすいものとしなくてはなりません。

個人情報ファイル簿に記載する内容は次のとおりです。

ア 個人情報ファイルの名称

各個人情報ファイルには、行政機関等内において事務処理上の名称が付けられるか、利用に供される事務が国民等に具体的に明らかになるような名称にします。

イ 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

個人情報ファイルを保有している行政機関等の名称及び当該行政機関等において個人情報ファイルを利用する事務を所掌し、これに関する責任を有する課室等の組織の名称とします。

ウ 個人情報ファイルの利用目的

個人情報ファイルが利用される目的であり、個人情報の保有の制限等（法第 61 条）や、利用及び提供の制限（法第 69 条）の基準となるものです。利用目的は、個人情報ファイルがどのような事務又は業務に利用されるのか国民等が具体的に認識できるよう、できる限り具体的に記載します。

エ 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得るものに限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）

「記録項目」は、住所、氏名、生年月日、性別、給付の額、免許年月日などのように、できる限り具体的に記載します。

「他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得るものに限る」とは、個人 A に着目して A の個人情報を記録したファイルに、これと併せてそ

の氏名、生年月日その他の記述等では検索することができない個人Bの情報が記録されているファイルの場合、当該Bについては本人としての記録範囲に含まれないとの趣旨です。

「記録範囲」は、個人情報ファイルに記録される本人の範囲です。「××の免許を受けた者」等、記載に当たっては、本人が、自己に関する情報がその個人情報ファイルに記載されているかどうか判断できるような表現とします。

オ 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法

「本人の申告」、「Aからの提供」、「〇〇調査」等記録情報の収集源の種類、収集方法等について、該当するものを全て記載します。

カ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

記録情報に要配慮個人情報が含まれている場合には、その旨を記載します。

キ 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

「経常的に提供する」とは、一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれます。提供先の個々の具体的な名称を通知することを原則とします。経常的提供は、利用目的内の提供か利用目的以外の提供かを問いません。

なお、経常的提供が、利用目的以外の目的のための提供として恒常的に行うことが予定されている場合、当該提供に係る保有個人情報の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲内で利用目的の変更が可能であるならば、法第61条第3項の規定に基づき、当該保有個人情報の利用目的を変更する必要があります。

ク 第76条第1項（開示請求）、第90条第1項（訂正請求）又は第98条第1項（利用停止請求）の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

行政機関の長等は、開示等請求を受理する窓口となる課等を定めることとし、本庁であれば法務文書課、出先機関の場合は、法務文書課及び出先機関の名称及び所在地をそれぞれ記載します。

ケ 法第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨

訂正又は利用停止に関して、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、法に基づく訂正請求又は利用停止請求をすることができず（法第 90 条第 1 項ただし書、第 98 条第 1 項ただし書）、当該特別の手続によることになるので、その旨を記載します。

コ 個人情報ファイルの種別及び政令第 21 条第 7 項に該当する個人情報ファイルの有無

保有する個人情報ファイルの種別について、電算処理ファイル又はマニュアル（手作業）処理ファイルの該当するものを記載します。電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルとして保有している場合には、その旨を併せて記載します。

サ 行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

シ 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目

ス 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

セ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる機関

※ サからセまで（行政機関等匿名加工情報）については、「8 行政機関等匿名加工情報」を参照してください。

行政機関の長等は、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がありません（法第 75 条第 2 項）。ただし、これらに該当するか否かの判断は、個人の権利利益の保護という観

点から、厳格に行うことが求められます。

行政機関の長等は、次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができます（法第 75 条第 3 項）。

- ① 記録項目の一部
- ② 記録情報の収集方法（法第 74 条第 1 項第 5 号）
- ③ 記録情報を個人情報ファイルを保有しようとする行政機関等以外の者に経常的に提供する場合における提供先（同項第 7 号）

（2）個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル

行政機関の長等は、次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がありません（法第 75 条第 2 項）。

- ① 「前条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル」（法第 75 条第 2 項第 1 号）

法第 74 条（第 2 項）

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - (3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目

及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- (10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- (11) (略)

政令第20条（第2項及び第3項）

2 法第74条第2項第9号の政令で定める数は、1,000人とする。

3 法第74条第2項第10号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者

- ① 当該機関以外の行政機関等の職員
- ② 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者
- ③ 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
- ④ 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第74条第2項第3号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 法第74条第2項第3号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

法第 74 条第 2 項各号に規定する事項及び留意点は以下のとおりです。

- (1) 「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」 (法第 74 条第 2 項第 1 号)

「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいいます。

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいいます。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではありません。

「外交上の秘密」とは、対外関係事務の処理に関する情報のうち、その内容が漏えい等することにより、例えば、①国の安全が害される、②相手国との信頼関係が損なわれる、③交渉上重大な不利益を被ることになる、④それらのおそれがあるなど、これが漏えい等しないよう周到な注意の下に保護しなければならないものをいいます。

「その他の国の重大な利益」とは、国の安全、外交上の秘密に匹敵するような国の重大な利益をいい、具体的には、公共の利益や社会的な利益のうち、公安や治安に係る重要なもの、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益であって重要なものなどが考えられます。

なお、「国の重大な利益」は、法令上一般に、議院の調査権、刑事司法手続上の公正確保の要請等の国政上の尊重を要する事柄との対比において、公にすること自体が国政上の利益に反すると考えられる事柄の守秘（非公開）を規定する場合に用

いられています。

例えば、「国（家）の重大な利益」は、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条第3項、刑事訴訟法第103条等に規定されているが、何が国の重大な利益かについては、個別に具体的な事案に即して判断することとしています。

- (2) 「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」（法第74条第2項第2号）

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいいます。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）があります。

「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」には、行政機関が行うものとしては、収税官吏の行う国税に関する犯則事件の調査（国税通則法第131条及び第132条）と税関職員の行う関税犯則事件の調査（関税法第119条及び第121条）があります。犯則事件の告発後は、租税の犯則事件における差押物件又は領置物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によって押収されたものとみなされる（国税通則法第159条第4項、関税法第148条第4項）ことなどから、刑事司法手続に準ずるものとして、「犯罪の捜査」と同様に取り扱います。

「公訴の提起」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいい、「公訴の維持」とは、提起された公訴を維持し、終局裁判を得るまでに検察官が行う訴訟行為をいいます。

- (3) 「当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）」（法第

74 条第 2 項第 3 号)

「専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項」に関して、「専ら」とは、ほぼ全てが当該目的のために使われることを意味し、他に主たる目的で使われているという事実があれば含まれません。「人事に関する事項」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項、「給与に関する事項」としては、俸給、扶養手当、調整手当等に関する事項、「福利厚生に関する事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等が考えられます。

「当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む」に関して、当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは当該機関の職員に係る情報ではありませんが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に取り扱うこととしています。

(4) 「専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル」(法第 74 条第 2 項第 4 号)

行政機関が個人情報ファイルを用いて本来の事務を開始する前に、模擬データでは足りず、電子計算機処理システムの試験を行うために個人情報ファイルを作成し、利用しなければならない場合においては、このような専ら電子計算機処理の試験のために使用される個人情報ファイルは、①これに基づき本来の事務が行われることもなく、②規模も小さく継続性もないことから、事前通知の適用除外とされています。

なお、「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理を行う情報システムの動作の正常性等を試すための電子計算機処理をいい、本来の事務に使用されないことを要件とします。したがって、全国規模の情報システム整備に先立って、一部地域を限定して情報システムの運用を行う場合であっても、当該個人情報ファイルに基づいて実際の事務が行われる場合は、本号に該当しません。

- (5) 「前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」（法第74条第2項第5号）

本号は、事前通知が前提になっていますが、地方公共団体及び地方独立行政法人は、事前通知の適用が除外されているため、本号に該当することはありません。

- (6) 「一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル」（法第74条第2項第6号）

「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいいますが、例えば、統計データ化するなど個人情報に該当しない情報に加工することも含まれます。

- (7) 「資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの」（法第74条第2項第7号）

「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいいます。また、「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接に関連があり、かつ、必要な事項をいいます。本号に該当する例として、審議会等の構成員に対して、謝金等を支払うための口座番号等を記載したリストが考えられます。

なお、本号は、物品等の送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを記録する個人情報ファイルを適用除外としていますが、記録情報が他の目的にも利用される場合は、本号には含まれません。

- (8) 「職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人

情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの」
(法第 74 条第 2 項第 8 号)

本号に該当する例として、自発的な学術研究のために作成又は取得するものである限り、共同研究のように複数の職員により作成される個人情報ファイルも含まれます。

- (9) 「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」(法第 74 条第 2 項第 9 号)

「政令で定める数」は、政令第 20 条第 2 項において、1,000 人とされています。

なお、法第 75 条第 5 項では、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することが許容されています。これを受け、県では、1,000 人に満たない個人情報ファイルについても概要を公表することを法施行条例で定め、1,000 人に満たない個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿を作成することとしています。

- (10) 「第 3 号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」(法第 74 条第 2 項第 10 号)

具体的には、政令第 20 条第 3 項において、法第 74 条第 2 項第 3 号に規定する個人情報ファイルを保有する行政機関の職員等の人事等に関する個人情報ファイルに準ずるものとして、当該行政機関以外の職員等の人事等に関する個人情報ファイルを定めています。

4 開示請求

(1) 開示請求

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能です。

また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下、特記のない限り「代理人」という。）による請求が認められています（法第76条第1項及び第2項）。

開示請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」とされています（法第76条第1項）。

なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、法第5章第4節の規定は適用除外とされています（法第124条第1項）。

また、情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録された保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるため、その中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、開示等に係る規定（審査請求に係るものを除く。）の適用については、行政機関等に保有されているものとみなされず、整理された段階で規律対象となります（法第124条第2項）。

また、死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となります。

なお、これまで高知県個人情報保護条例で認めていた、死者を主体とする情報の開示請求は、上記に該当しない限り対象となりません。一方で、従来どおりの取扱いができなくなることにより支障が生ずることも考えられるため、情報公開条例に基づく開示請求により、死者に関する情報を例外的に非開示区分から除外することとしています。

（2）開示請求の手続き

ア 開示請求書

開示請求書に以下の記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な開示請求となり法第 82 条第 2 項の規定による不開示の決定を行うこととなりますが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第 77 条第 3 項の規定に基づき補正を求めます。

- ・ 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第 1 号）
- ・ 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第 2 号）

イ 本人確認（法務文書課又は当該個人情報を管理する出先機関）

開示請求をする者は、開示請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類）を提示し、又は提出しなければいけません（法第 77 条第 2 項及び法施行細則第 5 条）。

本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であつて、当該請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類等（例：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、旅券等）を提示し、又は提出しなければならず、代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類（例：戸籍謄本、法施行条例第 26 条に定める別記第 34 号様式による委任状等）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければいけません（政令第 22 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）。

ウ 開示請求書の補正

行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、書面により相当の期間を定めて、その補正を求めることができます（法第 77 条第 3 項）。

「相当の期間」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して行政機関の長等が判断します。

外形上明白に判断し得る不備については、行政手続法第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定（法第82条第2項の規定による不開示の決定）をするかのいずれかを行わなければならないこととされています。

本項の規定により必ずしも行政機関の長等が補正を求めなければならないものではありませんが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求をする者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望まれます。

また、行政機関の長等は、開示請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければいけません（法第77条第3項）。

（3）開示・不開示の審査

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければいけません（法第78条）。

不開示情報は、国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して同条第1項各号に典型的に定められており、ある保有個人情報を開示する場合には、同項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければいけません。

法が定める不開示情報の類型は次のとおりです。

法第78条（第1項第1号及び第2号）

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含ま

れている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ア 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられます。

しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされています。

【具体例】

例1) 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

例2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報

イ 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下（2）（開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報）及び（3）（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）において同じ。）が含まれている場合がありますが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされています。

具体的には、以下に該当するものは、不開示情報となります。

- ① 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの
- ② 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

例1) 匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

例2) 開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれます。

ウ 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記（２）の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれます。

- ① 法令の規定（※１）により又は慣行として開示請求者が知ることができ（※２）、又は知ることが予定されている（※３）情報

（※１）何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれ、ここでの「法令」には条例も含まれます。

（※２）慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たりません。

（※３）実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合です。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しませんが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいいます。

- ② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ③ 公務員等（※１）の職及び職務の遂行に係る情報（※２）（※３）

（※１）国家公務員法第２条第１項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第２条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいいます。

(※2) 公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味します。

(※3) 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがありますが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはなりません。

また、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名についても、情報公開条例との整合性を図る観点から、法施行条例で定めることにより開示することとしています。

法第78条（第1項第3号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ア 法人等に関する情報として不開示となる情報

法人その他の団体（※1）に関する情報（※2）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の①又は②に該当するものは、不開示情報とされています。

- (※1) 株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれます。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれません。
- (※2) 法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等、法人等に関する情報

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはなりません。

- ① 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利(※1)、競争上の地位(※2)その他正当な利益(※3)を害するおそれ(※4)があるもの

(※1) 信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含みます。

(※2) 法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指します。

(※3) ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含みます。

(※4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められます。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められます。

- ② 行政機関等の要請(※1)を受けて(※2)、開示しない(※3)との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例(※4)として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること(※5)が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (※1) 法令に基づく報告又は提出の命令は含みませんが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれます。
- (※2) 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれます。
- (※3) 法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんですが、第三者に対して提供しないという意味です。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれます。
- (※4) 法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしているだけでは足りません。
- (※5) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断しますが、必要に応じ、その後の変化も考慮します。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たりません。

法第78条（第1項第4号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ア 国の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長が、開示することにより、国の安全（※1）が害されるおそれ（※

2)、他国若しくは国際機関(※3)との信頼関係が損なわれるおそれ(※4)又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ(※5)があると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報(※6)は、不開示情報とされています。なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用せず、別途、法第78条第1項第7号イが適用されます。

- (※1) 国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいいます。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではありません。
- (※2) 国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいいます。
- (※3) 「他国若しくは国際機関(以下「他国等」という。)」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力(APEC)、国際刑事警察機構(ICPO)等)の事務局等を含みます。
- (※4) 他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいいます。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当します。
- (※5) 他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいいます。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当します。
- (※6) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一

般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められます。

法第 78 条（第 1 項第 5 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（5） 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

ア 公共の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長又は地方公共団体のうち都道府県の機関が、開示することにより、犯罪の予防（※1）、鎮圧（※2）又は捜査（※3）、公訴の維持（※4）、刑の執行（※5）その他の公共の安全と秩序の維持（※6）（※7）（※8）に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報とされています。なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用せず、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号ロが適用されます。

（※1） 罪の発生を未然に防止することをいいます。

（※2） 犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいいます。

（※3） 捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいいます。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司

法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）があります。

- (※4) 「公共安全と秩序の維持」の例示であり、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起といいますが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指します。
- (※5) 「公共安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいいます。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当します。
- (※6) 刑事法の執行を中心としたものを意味します。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれます。
- (※7) 開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれます。
- (※8) 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第78条第1項第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示の判断をします。

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ア 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※1）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報（※2）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に（※3）損なわれるおそれ（※4）、不当に（※3）国民の間に混乱を生じさせるおそれ（※5）又は特定の者に不当に（※3）利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ（※6）がある情報は、不開示情報となります。

（※1）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指します。

（※2）国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指します。

（※3）審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味します。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断します。

- (※4) 開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指します。
- (※5) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指します。
- (※6) 尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指します。

イ 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられますが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要です。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得ます。

法第78条（第1項第7号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ア 事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※１）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第 78 条第 1 項第 7 号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（※２）があるものとして①から⑦までに示す情報は、不開示情報とされています。

（※１）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指します。

（※２）当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断します。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外に

については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断します。

【その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当し得る例】

例) 同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ① 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る
(※) おそれ

(※) 国の安全が害されるおそれ等については、法第 78 条第 1 項第 4 号（国の安全等に関する情報）を参照してください。

- ② 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす (※) おそれ

(※) 犯罪の予防等については、法第 78 条第 1 項第 7 号ロ（公共の安全等に関する情報）を参照してください。

- ③ 監査 (※ 1)、検査 (※ 2)、取締り (※ 3)、試験 (※ 4) 又は租税の賦課若しくは徴収 (※ 5) に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ (※ 6) 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(※ 1) 主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいいます。

- (※2) 法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいいます。
- (※3) 行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいいます。
- (※4) 人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいいます。
- (※5) 租税には、国税、地方税があります。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいいます。
- (※6) 同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務です。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得ます。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得ます。

④ 契約(※1)、交渉(※2)又は争訟(※3)に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(※4)

- (※1) 相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいいます。
- (※2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいいます。
- (※3) 訴えを起こして争うことをいいます。訴訟、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがあります。
- (※4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得ます。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約

が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるがある場合が考えられます。

- ⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（※）

（※）例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、（i）知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、（ii）試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられます。

- ⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（※）

（※）例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられます。

- ⑦ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としています（法第78条第2項）。

これにより、県では、法施行条例第4条により、情報公開条例第6条第1項第2号エに掲げるもの（公務員等の職務の遂行に係る情報のうち氏名に係る部分。）については、情報公開条例との整合性を確保するため、開示することとしています。

（4）部分開示

行政機関の長等は、次に当たる場合には、それぞれ特定の情報を除いた部分を開示しなければいけません（法第79条）。

ア 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき（同条第1項）。

イ 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるとき（法第79条第2項）。

（5）開示決定等の通知

行政機関の長等は、法施行条例第5条の定めにより、原則として開示請求があった日から15日以内（法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含みません。）に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、全部を開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければいけません（法第82条第1項及び第2項並びに第83条第1項）。

なお、「開示請求があった日」とは、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、開示請求書を受理した日の翌日から起算します。期限の末日が休日に当たる場合は、同法第142条の規定により、その翌日をもって期間が満了します。

開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができますが、その場合は、開示請求者に対し、書面により通知しなければいけません（法第 83 条第 2 項）。

また、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 15 日以内はもとより、期限の延長を行ったとしても、45 日以内に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、期限の特例規定を適用することになります。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものですので、各行政機関の長等は、同法第 8 条の規定に基づき処分の理由を示す必要があります。

また、各行政機関の長等は、開示決定等において、行服法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければいけません。

（6）事案の移送

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他、他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができ、移送をした行政機関の長等は、開示請求者にその旨を書面により通知しなければいけません（法第 85 条第 1 項）。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について開示決定等を行わなければならない、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされます（同条第 2 項）。

また、移送を受けた行政機関の長等が開示決定（法第 82 条第 1 項の決定）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければい

けません（法第 85 条第 3 項）。

事案の移送は、国の行政機関及び独立行政法人等の間における場合のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や、地方公共団体の機関相互の間における場合など、行政機関等の間において行うことが可能です。

なお、開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき行政機関の長等が何度も変わること（再移送）は適当ではなく、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない点に留意が必要です。

（7）第三者意見の聴取

ア 任意的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができます（法第 86 条第 1 項）。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられていますが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、反対する理由について根拠を示して記載する等できる限り行政機関の長等の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれます。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、行政機関等による法第 86 条第 1 項の規定に基づく資料の収集、意見の聴取等は、任意に、適宜の方法で行うことは可能ですが、当該第三者が反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、同条第 3 項の規定による反対意見書の提出があった場合の手続によらなければいけません。

イ 必要的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合や、法第 80 条の規定（裁量的開示）により開示しようとする場合は、当該第三者に意見書提出の機会を与えなければいけません（法第 86 条第 2 項）。

なお、意見書提出においては、できる限り行政機関等の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれることは、任意的意見聴取と同様です。

ウ 反対意見書を提出した場合の手続

行政機関の長等は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならず、開示決定後直ちに当該第三者に対して開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければいけません（法第 86 条第 3 項）。

なお、個別の事案に応じ、2 週間を超える期間を置く場合においては、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要です。

（8）開示の実施

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている状態等に応じて、文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときには行政機関等が定める方法により行わなければいけません（法第 87 条第 1 項）。

また、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則として 30 日以内に、法施行細則第 11 条で定めるところにより、当該開

示決定をした行政機関の長等に対し、求める開示の実施方法その他の政令で定める事項を申し出なければいけません（同条第3項及び第4項）。

なお、開示請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、開示請求者は、開示請求書により申し出た当該方法を変更しないのであれば、改めて開示の実施方法を申し出る必要はありません（政令第26条第2項）。

他の法令において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定（※1）があり、その開示の方法が法第87条第1項本文に規定する開示の方法（文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写し等の交付により、電磁的記録に記録されているときには行政機関等が定める方法）と同一の内容である場合（※2）には、法に基づく方法による開示を重ねて認める必要がないことから、当該他の法令で認められた同一の方法による限度で、法による開示を行わないこととしています（法第88条）。

（※1）一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限りです。

（※2）開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限りです。

（9）実費の徴収等

開示請求をする者は、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない（法第89条）とされています。

県では、従来から個人情報の開示請求をする者から手数料を徴収せず、地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用負担を求めています。また、情報公開条例においても同様の取扱いをしていることとの整合性を図る観点から、法施行条例においても手数料は徴収せず、地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の負担を求めることとしています。

また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも、本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められます。このた

め、特定個人情報の開示請求をする場合においては、法施行条例の定めにより、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、地方公共団体等文書の写し等の交付に係る費用を減額し、又は免除することができます（法施行条例第7条第3項及び法施行細則第14条）。

5 訂正

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができ、代理人による請求も認められています（法第90条第1項及び第2項）。

訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られます（法第90条第1項）。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（同項第1号）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けた情報（法第90条第1項第2号）

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければいけません（法第90条第3項）。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（法第91条第1項第1号）
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第2号）
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由（同項第3号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な訂正請求となり法第93条第2項の規定による訂正をしない旨の決定を行うこととなりますが、通常は、訂正請求者に対し、欠けている事項について記載するよう書面により補正を求めることとなります（法第92条第3項）。

訂正請求をする者は、訂正請求を行うに当たって、訂正請求者が本人であること（代理

人による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければいけません(法第91条第2項)。

行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができます(法第91条第3項)。

訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければいけません(法第92条)。

行政機関の長等は、原則として訂正請求があつた日から30日以内(法第91条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。)に訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、訂正請求者に対して、その旨を書面により通知します(法第93条第1項及び第2項並びに第94条第1項)。

訂正決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができます(同条第2項)。

また、訂正決定等に長期間を要すると認めるときは、法第94条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りませんが、その場合は、30日以内に訂正請求者に対し、書面により通知しなければいけません

訂正決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものですので、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分の理由を示す必要があります。

また、各行政機関の長等は、訂正決定等において、行服法第82条の規定に基づく教示(審査請求をすることができる旨等の教示)及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)をしなければいけません。

行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が法第85条第3項の規定(開示請求の事案の移送)により移送を受けた他の行政機関の長等において開示決定がされた開示に係るものであるとき、その他、他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等

に書面により通知し、事案を移送することができます（法第 96 条第 1 項）。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について訂正決定等をしなければならず、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされます（同条第 2 項）。

また、移送を受けた行政機関の長等が訂正決定（法第 93 条第 1 項の決定をいう。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければいけません（法第 96 条第 3 項）。

行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を法施行細則第 20 条別記様式第 27 号様式により通知しなければいけません（法第 97 条）。

6 利用停止

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると認料するときは、書面により当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができ、代理人による請求も認められています（法第 98 条第 1 項及び第 2 項）。

利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定により開示を受けたものに限られます（法第 90 条第 1 項及び第 98 条第 1 項）。

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に、書面を提出して行わなければいけません（法第 99 条第 1 項）。

- ① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第 1 号）
- ② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第 2 号）
- ③ 利用停止請求の趣旨及び理由（同項第 3 号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な利用停止請求となり法第 101 条第 2 項の規定による利用停止をしない旨の決定を行うこととなりますが、通常は、利用停止請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第 99 条第 3 項の規定に基づき補正を求めるとなります。

利用停止請求をする者は、利用停止請求を行うに当たって、利用停止請求者が本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければいけません（法第 99 条第 2 項）。

行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができます。

行政機関の長等は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければいけません（法第 100 条）。

利用停止請求に理由があるかの判断は、当該請求に係る行政機関等の所掌事務等、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要があります。

なお、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき（利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場合）には、行政機関の長等は利用停止をする義務を負いません（法第 100 条ただし書）。

行政機関の長等は、原則として利用停止請求があった日から30日以内（法第99条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、利用停止請求者に対して、その旨を法施行細則第23条に定める別記第31号様式又は別記第31号様式により通知します（法第101条及び第102条第1項）。

利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができます（同条第2項）。

また、利用停止決定等に長期間を要すると認めるときは、法第102条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りませんが、その場合は、30日以内に、利用停止請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければいけません（法第103条）。

- ① 同条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由（同条第1号）
- ② 利用停止決定等をする期限（同条第2号）

利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものですので、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分の理由を示す必要があります。

また、各行政機関の長等は、利用停止決定等において、行服法第82条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければいけません。

7 審査請求

（1）行服法等の読替規定及び適用除外

県の機関等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続等に関する規定は、行服法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、

第 42 条、第 2 章第 4 節及び第 50 条第 2 項) は適用されず、審査庁が審理手続等を行います(法第 106 条第 1 項)。

また、行服法において審理員が行うこととされているもののうち、上記の適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第 106 条第 2 項及び政令第 30 条により読み替えることとしています。

さらに、開示決定等、利用停止決定等若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、条例で定めるところにより、行服法第 4 条の規定の特例を設けることができることから(法第 107 条第 2 項)、法施行条例において別途定めています。

(2) 高知県行政不服審査会への諮問等

県の機関等は、審査請求があった場合、①審査請求が不適法であり、却下する場合、②審査請求人から諮問を希望しない旨の申し出がされている場合、③裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)を除き、行服法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に対して諮問することとされています(法第 105 条第 3 項)。県では、行服法第 81 条第 1 項の機関を高知県行政不服審査会(以下「審査会」という。)としています(法施行条例第 10 条)。

(3) 審査請求の流れ

ア 審査請求の受理

審査庁とは、審査請求を受け、それに対する応答として裁決を行う行政庁です。

原則として、最上級行政庁が審査庁となり、処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等が審査庁となります(行服法第 4 条)。

審査庁に審査請求書の提出があったときは、審査庁は、記載事項について形式審査をし、不備があれば相当の期間を定めて審査請求人に補正を命じ、適正であ

れば受理します。提出部数は、正副2通（処分庁等が審査庁である場合は、正本1通。）です（行服法施行令第19条）。

イ 審査請求書の送付・弁明書の求め

審査庁は、処分庁に審査請求書の副本を送付し（行服法第29条及び行服法施行令第5条）、提出すべき相当の期間を定めて弁明書の提出を求めます（行服法施行令第6条）。

また、処分庁は当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができるため、審査庁は処分庁に対し、弁明書の提出要求と併せて、証拠書類等の提出について、提出期限を定めて通知します（行服法第32条第2項）。

弁明書が提出された場合は、その副本を審査請求人及び参加人（以下「審査請求人等」という。）に送付します（行服法第32条第5項）。

処分庁と審査庁が同じ場合は、審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に弁明書を送付します。

ウ 反論書・意見書

審査庁は、弁明書に記載された事項に対し、審査請求人には反論書を提出することができる旨を、参加人には意見書を提出することができる旨を、それぞれ提出すべき相当の期間を定めて通知します（行服法第30条第1項、第2項）。

また、審査請求人等は、証拠書類又は証拠物を提出することができることから、反論書等の提出要求と併せて、証拠書類等の提出について、提出期限を定めて通知します（行服法第32条第3項）。

提出された反論書及び意見書は、速やかに、その副本を、反論書は参加人及び処分庁（処分庁と審査庁が同じ場合は参加人）に、意見書は審査請求人及び処分庁（処分庁と審査庁が同じ場合は審査請求人）にそれぞれ送付しなければいけま

せん（行服法第 30 条第 3 項）。

エ 口頭意見陳述

審査請求人等から口頭意見陳述についての申立てがあった場合は、その機会を与えることが困難である場合を除き、口頭意見陳述を実施しなければいけません。

「その機会を与えることが困難であると認められる場合」とは、例えば、申立人が矯正施設に收容されていて出所の見込みが相当期間ない場合など、申立人が出席可能な期日が設定できる見込みがない場合が該当します。

社会通念上、意見を述べる機会を与えることが困難であるとは必ずしもいえないにもかかわらず、審査庁が口頭で意見を述べる機会を与えない場合は、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が、手続き上の瑕疵を理由として取り消される可能性があります。

オ 審査請求人等による提出書類等の交付に係る手数料の不徴収

審査請求人等は、審理手続が終結するまでの間、審査庁に対し、提出書類等の閲覧又は写し等の交付を求めることができます。

なお、提出書類等の写しの交付に係る手数料及び送付に要する費用は、徴収しません（法施行条例第 11 条）。

カ 審査会への諮問

審査庁は、審査請求が不適法であり却下する場合や、審査請求人から諮問を希望しない旨の申し出がされている場合、裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示、訂正、利用停止する場合を除き、審査庁は審査会に対し、諮問書を提出して諮問しなければいけません。

諮問に際しては、審査会における調査審議の効率化に資するため、原則として、開示請求書等、開示決定等通知書等及び審査請求書の写しのほか、審査請求に対する県の機関等としての考え方やその理由を記載した書面を添付します。

キ 審査会における調査審議

審査会は、必要と認める場合には、審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めることや、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができます（行服法第 74 条）。

また、審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、審査会がその必要がないと認める場合を除き、口頭で意見を述べる機会を与えなければいけません（行審法第 75 条）。

審査会は、必要があるときは、処分庁の開示・非開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断するため、決定に係る個人情報記録された行政文書を実際に見聞することができる、いわゆるインカメラ審理を行うことができ（法施行条例第 12 条第 1 項）、審査会に諮問をした県の機関（以下「諮問庁」という。）は、審査会から求めがあったときは、これを拒むことはできません（法施行条例第 12 条第 2 項）。

また、審査会の審査に際して、特に文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあつては、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分開示）とするものの適否を迅速かつ適正に判断するため、法施行条例に定めるところにより、審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）を作成し、審査会に提出するよう求めることができます（法施行条例第 12 条第 3 項）。

審査会は、主張書面若しくは資料（行服法第 74 条）、審査会の指定する方法により分類又は整理した資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面を、当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付します（法施行条例第 14 条第 1 項）。

この場合、審査会が必要がないと認めるときを除き、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴くこととしています（法施行条例第

14条2項)。

審査会の調査審議は、主として処分庁が行った開示決定等の判断に関して行われるものであり、インカメラ審理により、不開示決定がされた文書も必要に応じて実際に見聞して調査審議を行うことなどから、調査審議手続を公開することによって不開示情報が公になるおそれがあり、公開にはなじまないため、非公開としています（法施行条例第15条）。

ク 答申書の送付

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表します（行服法第79条）。

ケ 審理手続の終結

審査庁は、審査会からの答申書の送付を受け、審理手続を終結したときは、速やかに審理手続終結通知書により、審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）に通知します。

コ 裁決

審査庁は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく裁決をしなければいけません（行服法第44条）。

裁決は、次の事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によります（行服法第50条）。

- ・主文
- ・事案の概要
- ・審理関係人の主張の要旨
- ・理由（主文が審査会の答申書と異なる内容である場合には、その理由）

審査請求人に対する裁決書の謄本の送付に併せて、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合は参加人）にも裁決書の謄本を送付します（行政不服審査法第51条）。

8 行政機関等匿名加工情報

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等

行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報をも復元することができないようにするために、規則で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければいけません（法第 116 条第 1 項）。行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託することができます（同条第 2 項）。

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合は、行政機関等匿名加工情報を提供してはいけません（法第 109 条第 2 項）。

ア 法令に基づく場合（法第 5 章第 5 節の規定（行政機関等匿名加工情報提供等）に従う場合を含む。）（同項第 1 号）

イ 行政機関の長等が利用目的のために保有個人情報を第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を用いて作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供する場合（同項第 2 号）

「法令に基づく場合」については、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集制度に従って提供する場合を含みます。

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。）のうち、保有個人情報に該当するものを自ら利用し、又は提供してはいけません（法第 109 条第 3 項及び第 4 項）。

行政機関等は、作成した行政機関等匿名加工情報について、これを提供する前に、適正に加工されていることを確認しなければなりません。

(2) 提案の対象となる個人情報ファイルの選定等

提案の募集対象となる個人情報ファイルは、法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該

当するものです。該当性を適切に判断し、提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定する必要があります。

ア 法第 60 条第 3 項第 1 号

個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイルであることを要件とするものです。

イ 法第 60 条第 3 項第 2 号

行政機関等に対して開示請求があったとしたならば、①又は②のいずれかを行うことになるものに該当することを要件とするものです。

① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）

② 行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えること（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）

情報公開条例第 12 条の 2 第 3 項の規定により、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければいけません。

- ・ 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号イ（※ 1）又は第 4 号ただし書（※ 2）（※ 3）に規定する情報に該当すると認められるとき

（※ 1）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

（※ 2）事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

（※ 3）違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- ・ 第三者に関する情報が記録されている公文書を情報公開条例第 6 条第 2 項の規

定により開示しようとするとき（※１）

（※１）不開示情報を公益上特に必要があると認めて開示しようとするとき

ただし、例えば、次のいずれかに該当する個人情報ファイルについては、これを用いて行政機関等匿名加工情報を作成した場合に行政の適正かつ円滑な運営に支障が生じることから、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集対象とすることは適当でないとされています（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

事例 1）加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの（電子計算機処理されていないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルであって、多大な作業が必要なもの等）

事例 2）行政機関等匿名加工情報の作成のために情報システムの運用を長期間停止する必要がある等、適正かつ円滑な運営ができなくなるもの

事例 3）情報システムの仕様上、電磁的記録としての出力が不可能であるもの

事例 4）公文書の開示請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が一の情報項目の内容に限られる等極めて限定的であり、かつ、情報公開請求した場合に、当該情報項目の内容が開示されるため、情報公開請求すれば足り、行政機関等匿名加工情報の提案の募集を行う実質的意義がなく、提案の募集対象とすることで非効率な行政運営となるもの

（３）提案の募集

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象となる旨を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイル（法第 110 条）について、定期的に当該提案の募集を行わなければいけません（法第 111 条。）。

また、提案をする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供等を行う必要があります（法第 127 条）。

ア 提案の募集の公示

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関して必要な事項

をあらかじめ公示します（規則第 53 条第 2 項）。この公示は、行政機関等が行政機関等匿名加工情報に関する提案について募集することを広く一般に周知するものであり、提案の募集に関して必要な事項を募集要綱として公表します。

この募集要綱は、とりわけ提案を予定する者に対して提案をするために了知しておくべき情報を提供するものとしなければいけません。

イ 提案の募集の実施

行政機関等は、毎年度 1 回以上、募集の開始の日から 30 日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、提案を募集しなければいけません（規則第 53 条第 1 項）（※ 1）（※ 2）。その時期及び期間については、本制度の理念にのっとり、提案募集は年度のうち可能な限り早い時期に開始し、また、提案者の利便と各機関及び法人の事務負担等とのバランスを考慮し、30 日にこだわらず、複数月にわたり提案募集の期間を設けるよう努める必要があります。

提案の募集を開始する場合、提案をする者の利便性を考慮し、各年度の募集開始の日よりも前に、あらかじめインターネットを利用して提案の募集を開始するときはホームページ（ウェブサイト）に、その他の方法により提案の募集を開始するときは当該方法に、次に掲げる事項を、当該ホームページ等の新着情報等のトップページ及び個人情報関連のページに、見やすく表示します（規則第 53 条）。

- (ア) 提案の募集の開始日及びその期間
- (イ) 提案の募集対象となる個人情報ファイルの一覧
- (ウ) 各個人情報ファイルの概要

(※ 1) 提案の募集対象となる個人情報ファイルを保有しない場合は、提案の募集をする必要はないが、その行政機関等は提案を募集しないことについて、問い合わせ等があった場合には説明責任を負います。

(※ 2) 提案の募集期間は、その年度内とするものであり、年度をまたぐものではありません。

ウ 提案の募集の単位

提案の募集は、原則として、個人情報ファイル単位で行うものとします。ただし、同種の個人情報ファイルを複数の部局や複数の地方支分部局にわたって保有している場合は、これらを取りまとめて提案を募集しても差し支えありません。

提案をしようとする者は、行政機関等匿名加工情報の提供に関する具体的な手続や、提案の募集対象となっている個人情報ファイル簿の内容等について十分に制度を理解していない場合があり、行政機関等に対して、電話又は来訪等により、制度や個人情報ファイル簿の内容等について情報提供を求めることが考えられます。

そこで、行政機関等においては、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案の募集の公示のほか、提案に資する情報の提供等を行う必要があります（法第 127 条）。

なお、この情報は、提案をしようとする者等からの問合せに対応して行うほか、できる限り各行政機関等のホームページ（ウェブサイト）などにより提供するようにしておくことが望ましい。

【提案に資する情報の例】

- 事例 1) 提案をしようとしている者がその対象とすることを想定している個人情報ファイルに含まれている保有個人情報
- 事例 2) 提案をしようとしている者がその対象とすることを想定している個人情報ファイルに含まれる本人の数の規模等

(4) 提案の手続

行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行う必要があることから（法第 111 条）、法務文書課がとりまとめの上、ホームページへの掲載等により行います。

提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第 112 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面（同

条第3項及び規則で定める書類を添付したもの)を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができます(同条)。

また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができます(法第118条第1項)。この場合においては、法第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定について、法第118条第2項に規定する読替えを行った上で準用されます(同項)。

なお、次のいずれかに該当する者は、法第112条第1項の提案をすることができません(法第113条)。

- ① 未成年者(同条第1号)
- ② 心身の故障により法第112条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの(法第113条第2号)
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(同条第3号)
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者(同条第4号)
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者(法第113条第5号)
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの(同条第6号)

また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければいけません(法第127条)。

ア 提案の審査及び審査結果の通知

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する

提案を受け付けた場合、次の審査基準への適否を審査し、その結果を通知しなければいけません（法第 114 条）。なお、当該審査及び通知については、行政手続法第 7 条の規定の趣旨も踏まえて、速やかに行わなければいけません。

- ① 法第 112 条第 1 項の提案をした者が法第 113 条各号のいずれにも該当しないこと（法第 114 条第 1 項第 1 号）。
- ② 法第 112 条第 2 項第 3 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること（法第 114 条第 1 項第 2 号）。
- ③ 法第 112 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項により特定される加工の方法が法第 116 条第 1 項の基準に適合するものであること（法第 114 条第 1 項第 3 号）。
- ④ 法第 112 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること（法第 114 条第 1 項第 4 号）。
- ⑤ 法第 112 条第 2 項第 6 号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること（法第 114 条第 1 項第 5 号）。
- ⑥ 法第 112 条第 2 項第 5 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること（法第 114 条第 1 項第 6 号）。
- ⑦ ①から⑥までに記載するもののほか、規則で定める基準に適合するものであること（同項第 7 号）。

（ア）契約の締結及び作成

審査基準に適合する旨の通知を受けた者は、規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます（法第 115 条）。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約に基づき、規則で定める基準に従って、行政機関等匿名加工情報を作成し

なければいけません（法第 116 条第 1 項）。

（イ）契約の解除等

行政機関の長等は、法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます（法第 120 条）。

- ① 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき（同条第 1 号）。
- ② 法第 113 条各号（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき（法第 120 条第 2 号）。
- ③ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき（同条第 3 号）。

また、行政機関等は、次に該当する場合には、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の適切な運用確保の観点から、その旨を直ちに委員会に報告しなければならない。

- ① 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者との契約を法第 120 条の規定により解除しようとするとき及び解除した場合
- ② 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法に対する違反その他契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合

（５）提案の審査及び審査結果の通知

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受け付けた場合、次の審査基準への適否を審査し、その結果を通知しなければいけません（法第 114 条）。なお、当該審査及び通知については、行政手続法第 7 条の規定の趣旨も踏まえて、速やかに行わなければいけません。

- ① 法第 112 条第 1 項の提案をした者が法第 113 条各号のいずれにも該当しないこと（法第 114 条第 1 項第 1 号）。

- ② 法第 112 条第 2 項第 3 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること（法第 114 条第 1 項第 2 号）。
- ③ 法第 112 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項により特定される加工の方法が法第 116 条第 1 項の基準に適合するものであること（法第 114 条第 1 項第 3 号）。
- ④ 法第 112 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること（法第 114 条第 1 項第 4 号）。
- ⑤ 法第 112 条第 2 項第 6 号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること（法第 114 条第 1 項第 5 号）。
- ⑥ 法第 112 条第 2 項第 5 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること（法第 114 条第 1 項第 6 号）。
- ⑦ ①から⑥までに記載するもののほか、規則で定める基準に適合するものであること（同項第 7 号）。

（6）手数料等の額

審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、提案をした者にその旨と併せて手数料の額を通知します。このため、審査結果の通知前にはあらかじめ手数料の額を積算しておく必要があります（法第 114 条第 2 項、政令第 31 条及び規則第 59 条第 2 項）。

手数料の額は、法施行条例第 8 条の規定に基づき、次の①から③までに掲げる額に基づいて積算します。

- ① 基本事務に対応する金額として 21,000 円
 - ・ 提案の審査の事務
 - ・ 審査結果等の通知及び契約の締結の事務

・ 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

- ② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数） 1時間まで毎に 3,950 円
行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価 3,950 円を乗じた額とします。
- ③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者に委託することが考えられます。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として手数料に加算します。

なお、作成の委託をする場合、委託等をするために生じる事務（例えば、委託のための文書の起案・決裁等）に必要な時間については、「②作成に要する時間に応じた金額に含まれます。

これらの積算方法に基づき手数料の額を確定させた後は、審査結果通知書に当該手数料の額その他必要事項を記載し、当該審査結果通知書を送付します。

なお、手数料が納付された後に、実際の処理に要した工数が事前に手数料の額を積算するための工数と相違する場合など、実際に要した経費等の額と納付された手数料の額との乖離が生じることがあり得ますが、差額の還付や追加納付は行いません。

（7）手数料等の納付及び契約の締結

提案をした者が契約の締結をしようとする場合、審査結果通知書により行政機関等が通知する手数料の額を納付しなければいけません。

審査基準に適合する旨の通知を受けた提案をした者は、審査結果の通知書に添付された申込書に必要事項を記入し、契約書 2 通に添付して提出します（規則第 61 条）。

なお、10,000 円を超える契約となる場合には、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の規定に基づき、2 通提出する契約書のうち 1 通に手数料とは別に契約額（納付する手数料額）に応じた収入印紙が貼付されているか確認します。

審査基準に適合する旨の通知を受けた者は、規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます（法第 115 条）。

（8）行政機関等匿名加工情報の作成等

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約に基づき、規則で定める基準に従って、行政機関等匿名加工情報を作成しなければいけません（法第 116 条第 1 項）。

行政機関の長等は、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容や仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報の作成等を実施することとなりますが、その作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約を締結した提案をした者又は代理人に照会するなど連絡を行いながら処理を遂行します。

行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、規則第 62 条各号に定める基準に従って保有個人情報を加工しなければいけません。

また、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合、当該委託を受けた者にも準用します。なお、当該委託を受けた者が、個人情報取扱事業者に該当する場合には、法第 4 章の規定に基づき、個人

情報等を適正に取り扱う必要があります。

規則第 62 条（第 1 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

行政機関等が取り扱う保有個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれています。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもあります。このような特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければいけません。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければいけません（※）。例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより抽象的な記述に置き換える方法があります。

【想定される加工の事例】

事例 1) 氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の i) から

iii) までの措置を講ずる。

i) 氏名を削除する。

ii) 住所を削除する。又は〇〇県△△市に置き換える。

iii) 生年月日を削除する。又は日を削除し、生年月に置き換える。

事例 2) 氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の i) 及び

ii) の措置を講ずる。

i) 氏名、電話番号を削除する。

ii) 住所を削除する。又は〇〇県△△市に置き換える。

(※) 仮IDを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければいけません。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先のように個々人に固有の記述等から仮IDを生成しようとする際、当該記述等に同じ関数を単純に用いると元の当該記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、当該記述等（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられます。

なお、乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合、行政機関等匿名加工情報の作成後に、仮IDへの置き換えに用いたハッシュ関数等と乱数等の他の記述等の組み合わせを保有し続けることは認められません。

規則第62条（第2号）

法第116条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

加工対象となる保有個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければいけません。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要があります。

規則第62条（第3号）

法第116条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）

を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結

することができない符号に置き換えることを含む。)

行政機関等が加工対象となる保有個人情報を取り扱う上で、例えば、取得した保有個人情報を分散管理等しようとするために、当該保有個人情報を分割あるいは全部又は一部を複製等した上で、当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報と保有個人情報を相互に連結するための符号としてID等を付することが考えられます。このようなIDは、保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結するために用いられるものであり、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる保有個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなければいけません。

保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に行政機関において取り扱う情報(※1)を相互に連結する符号」がここでの加工対象となります。具体的には、ここで対象となる符号は、行政機関等匿名加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当します。例えば、分散管理のためのIDとして実際に使われているものであれば、管理用に附番されたID又は電話番号等もこれに該当します。

なお、他の符号に置き換える場合は、元の符号を復元できる規則性を有しない方法でなければいけません。

【想定される加工の事例】

事例1) 個人情報ファイルの情報について、氏名等の基本的な情報とその他の情報を分散管理した上で、それらを管理用IDを付すことで連携している場合、その管理用IDを削除します。

事例2) 委託先へ保有個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の保有個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDを仮IDに置き換えます。

(※1) 「現に行政機関において取り扱う情報」とは、行政機関等匿名加工情報を作成する時点において取り扱われている情報のことを指し、これから作成する行政機関等匿名加工情報は含まれません。

規則第 62 条 (第 4 号)

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものです。そのため、行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければいけません。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しません。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要があります。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要があります。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得ます。

なお、規則第 62 条第 4 号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当します。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第 5 号において必要な措置が求められます。

【想定される加工の事例】

事例 1) 特殊な世帯(子どもが 10 人以上等)に関する情報を削除する。

事例 2) 年齢が「116 歳」という情報を「90 歳以上」に置き換える。

規則第 62 条 (第 5 号)

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関等匿名加工情報を作成する際には、規則第 62 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該保有個人情報に復元できないものとする必要があります。

しかしながら、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報ファイルの性質によっては、規則第 62 条第 1 号から第 4 号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の保有個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得ます。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、適切な措置を講じなければいけません。

なお、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要があります。

特に、個人情報ファイルにおいて反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得ます。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければいけません。

【想定される加工の事例】

事例 1) 移動履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報が含まれており、特定の個人の識別又は元の

保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。（項目削除／レコード削除／セル削除）

事例2）ある行政機関がある一定要件を満たす者に限って特別に免許した履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、当該免許された者の免許更新等の履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な免許情報（免許の種類）を広く免許というカテゴリーに置き換える。（一般化）

事例3）小学校の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170 cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150 cm以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）

【表1】行政機関等匿名加工情報の加工に係る手法例（※）

手法名	解 説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。例えば、年齢のデータを全ての保有個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、教員免許のデータで「特別免許制度による教員免許」を「教員免許」に置き換えること。
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること。
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。

データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。

（※）行政機関等匿名加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではありません。

（９）識別行為の禁止等

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法制に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはいけません（法第 121 条第 1 項）。

また、行政機関等匿名加工情報、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報については、漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければいけません（同条第 2 項）。

（10）行政機関等匿名加工情報の提供

行政機関等匿名加工情報を作成した後は、速やかに契約者に提供する必要がありますが、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約において提供時期を設けている場合には、当該期限までに提供しなければいけません。ただし、やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに契約者に通知します。

（11）契約の解除等

行政機関の長等は、法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報に利用に関する契約を締結した者が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができ

ます（法第 120 条）。

- ① 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき（同条第 1 号）
- ② 法第 113 条各号（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき（法第 120 条第 2 号）
- ③ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

また、次に該当する場合には、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の適切な運用確保の観点から委員会に報告する必要があるため、直ちに法務文書課に報告してください。

- ① 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者との契約を法第 120 条の規定により解除しようとするとき及び解除した場合
- ② 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法に対する違反その他契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合

(12) 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等

既に作成された行政機関等匿名加工情報は、次の場合について、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者による提案の対象となります（法第 118 条）。

- ① 当初の提案に基づき契約を締結した者以外の者が新たに当該行政機関等匿名加工情報の提供を希望する場合
- ② 当初の提案に基づき契約を締結した者及び上記①の者が、既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報について、提案書記載の利用目的以外での利用や、提案書に記載した期間を超えた利用を希望する場合

9 高知県個人情報保護審議会

個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くため、知事の附属機関として高知県個人情報保護審議会を設置しており、法務文書課において、必要に応じ意見を求めることとしています（法施行条例第 9 条）。

なお、廃止された高知県個人情報保護条例では、保有個人情報を目的以外の目的のために利用する場合や、オンライン結合により提供しようとする場合は、高知県個人情報保護制度委員会に意見を聴くこととしていましたが、法施行後は、個別の事案について審議会等に諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という保護法の趣旨に反することから認められていませんので、法に則った取扱いについて、各機関において適切に判断する必要があります。

10 雑則

(1) 適用除外等

次の者に関する保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されません（法第124条第1項）。

- ・ 刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判を受けた者
- ・ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分を受けた者
- ・ 刑又は保護処分の執行を受けた者
- ・ 更生緊急保護の申出又は恩赦の上申があった者

また、行政機関等において、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報（情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）については、法第5章第4節第4款（審査請求）を除く同節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されません（法第124条第2項）。

なお、これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で法第5章第4節の規定が適用されることとなりますが、行政機関等においては速やかに分類・整理することが望ましいとされています。

(2) 開示請求等をしようとする者への情報提供等

行政機関の長等は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければいけません（法第 127 条）。

開示請求においては、開示請求者は開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされていますが（法第 77 条第 1 項第 2 号）、本人にとって自己に関する情報が行政機関等でどのように記録されているかを知ることは容易ではありません。このように、本人が法に規定する開示請求その他の権利を行使するに当たり、必要な情報を自力で入手することが困難な場合においては、行政機関の長等は、容易かつ的確に法第 127 条に規定する請求権を行使することができるように適切な措置を講ずる必要があります。

(3) 口頭による開示の求めに基づく保有個人情報の提供

これまで、廃止された高知県個人情報保護条例では、個人情報の内容が定型的で、開示・非開示の判断を一律に行うことができ、即時に開示することができるものは、開示請求者の負担の軽減、事務の効率化の観点から、口頭により開示請求ができることを定めていました。

法では、開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない（法第 77 条第 1 項）とされているため、口頭による開示請求は認められませんが、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが利用目的以外の目的のためであっても、本人に対して当該保有個人情報を提供することができます（法第 69 条第 2 項各号及び法施行細則第 27 条）。

11 個人情報保護委員会による監視等

法第 5 章の規定の円滑な運用を確保するために必要な場合、行政機関の長等に対して、委員会による資料の提出の要求及び実地調査（法第 156 条）、指導及び助言（法第 157 条）

並びに勧告（法第 158 条）が行われ、勧告に基づいてとった措置についての勧告の要求（法第 159 条）が行われることとなります。